リーマン・ブラザーズ証券の破綻とフェイル慣行の整備に向けて

島 将隆

1 「債券のフェイル慣行の見直しに関するワーキング・グループ」の中間報告

図る観点から・・・フェイル慣行の見直しや具体的な方策の検討」をおこなうこととした。 直す必要性が強く認識されてきた。これを踏まえ、フェイルの頻発を抑制しつつ、フェイル慣行の更なる定着を 発した世界的な金融危機以降、 報告書を発表した。ワーキング・グループは日本証券業協会公社債委員会の下部組織として本年五月に設置され 回会合(六月一〇日) 去る一一月二六日、 設置目的について、報告書の冒頭で次のように述べている。「昨年九月のリーマン・ブラザーズ破綻に端を から第八回会合(一〇月七日)までの検討事項およびその対応を取りまとめたものであ 日本証券業協会は「債券のフェイル慣行の見直しに関するワーキング・グループ」 市場環境の劇的な変化等を背景に、 債券決済におけるフェイル慣行等を改めて見 中間報告書は、第 の中間

について各界が共通した問題意識をもっているからに他ならない。 大手の銀行、 ーとして金融庁、 証券会社、短資会社、機関投資家であり、 財務省、 日本銀行が参加している。 参加者層は広範囲に亘っているが、これは取り上げる問題 更に国債清算機関、 日本相互証券が加わり、 オブザーバ

る。

ワーキング・グループの大きな特徴は、

市場横断的な性質をもっている点にある。グループの参加者をみると

中間報告書では、フェイル慣行の現状、問題を取り上げる視点、 検討項目が具体的にあげられている。検討項

情報開示関連、 目としては①フェイルチャージ関連、 れることによって、 施段階に入り、 までの項目で、 実務上の詰めについては「債券現先等研究会」も協力することになっている。 ④から⑥までの項目については今後の課題となっている。これまで検討された問題につい ⑥マージン・ フェイル慣行の理解が一段と深まり、 コ ール関連の六つがあげられてい ②カットオフ・タイム関連、 フェイル慣行の更なる定着が期待される。 . る。 ③バイ・イン関連、 中間報告の検討内容は、 ④誠実努力義務関連、 このうち、 検討事項が実施さ ①から③ ては実 (5)

行の現状と問題点、 査研究論文が数多く公表されている。 した問題 ワーキング・グループで取り上げられている問題、そして、報告書の内容を十分に理解するには、 の理 |解が不可欠である。 リーマンショックで具体的に何が問題となったか、なぜレポ市場が混乱を極めたのか、 この分野の調査研究は、 小論では、 後掲の参考文献から重要な箇所を引用して論点を整理したい。 後掲の参考文献にみるように、主として日 フェ 銀による調 イ こう · ル 慣

2 リーマンショックと「混乱を極めたレポ市場」

その上で、次号で中間報告の検討をおこなうことにしたい。

(1) 混乱を極めたレポ市場

献2 ポ市場も機能不全に陥った。 二〇〇九年九月一五日、リーマン・ブラザーズ証券の破綻によってアメリカのレポ市場だけでなく、 三四頁)。この調査論文に依拠しながら、 日銀調査論文は日本のレポ市場を 混乱したレポ市場の実態をみていくことにしよう。 「混乱を極めたレポ 市場」と特徴づけた 日本のレ (参考文

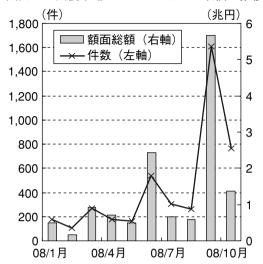
国債のデフォルトは約七兆円に上ったが、 リーマンから引渡しを受けなかったものについては、 即日に玉を調達

前例のない規模でフェイルが多発したことである。

リーマン・ブラザーズ証券の破綻によって

混乱の第一は、

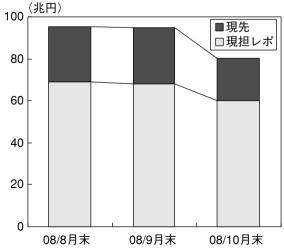
図表1 国債市場におけるフェイル規模の推移



(注) 日銀ネットの国債 D V P を利用して決済される取引のうち、 決済未履行 (フェイル) が発生したものにかかわる金額の 月中合計。リーマン証券による決済不履行分は含まれない。

(出所) 後掲参考文献② 19頁。但し、上記の注は後掲参考文献 ⑦より引用。

図表 2 レポ市場残高の推移



(注) 資金調達 (債券運用) サイド。ただし、日銀・政府等の現 先取引を除く。

(出所)後掲参考文献② 23頁

行し、 表1でみるように できず、 (参考文献② ポ 取引残高 フェ イ エ は減少してい ポ ル イ 取引 の連鎖によってフェ ルを余儀なくされ 九頁)。 が 九 縮 月 ここでは 小 0 . る。 フ エ 金 イ ħ 融機関等 た ル イ まず、 は 件数は j (参考文献⑦)。 が 力 の資金繰り 急増した点に注目する必要がある。 デ ゥ 六〇 オ 夕 ルト発生による 1 ۱۴ これ Ŕ 1 債券の テ 金 に連鎖する形で九月半ば 1 額 運用 は IJ 五. ź と調達に影響を与えた。 次フ クやフェ 七 兆円、 エ イ とこれ イル ル 0 発生が ま 띬 の懸念からレ で 降 0) 13 記 市 フ 図表2でみるように、 録 エ 場全体で相乗的 を イ 大幅 ポ取引を縮小 ル が 増 更 新 進 た 図

たからである (参考文献② 一二三頁)。

頁。 がみられ、 引では、 下した。このため、 でフェイル回避や資金繰りの慎重化から、 第三に、 ルを大幅に上回って推移することになった(参考文献② 外証との取引を敬遠する動きがみられたほか、 GC取引の縮小とGCレポレ 出 し手が資金放出を絞ったことでGC取引の流動性が低 図表3でみるように、 ートの高騰である。 GCレポレ 取引自体を忌避する動き <u>|</u>| 都銀 は GC取 無担保 がや信託 兀

国債の貸出を停止または絞り込んだことに加え、新発国債の減 Cレポレートが大幅にマイナスとなった。SC取引では、 第四に、 特定銘柄 0 国 |債調達が困難となって品借料が高騰 投資家が 額発 S

部の銘柄の需給が極度にタイト化した。 また、

行の影響などから、 る動きが強まったことから、 の引渡しを確実に履行するため、 このような市場混乱の中でもフェ SCレポレー コスト度外視で対象債券を調 イルを容認しない投資家への トが大幅なマイナスとな 玉

生じ、

バッドフェイルに対する疑心暗鬼が更なる流動性低下を招く

ストの上昇もあって、

意図的なフェ

イル が

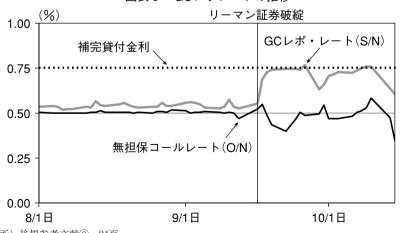
増加しているとの見方が

る銘柄が続出した。この間、

市場流動性の低下とショ

カ

GCレポレートの推移 図表 3



(出所)後掲参考文献② 24頁

不確実性が高まる中、 悪循環に陥ったとの指摘が多く聞かれた。このように、GC取引による資金調達に加えて、債券調達についても ポジションの圧縮を急ぐ先が少なからずみられるなど、大きな影響が生じた(参考文献②

二四頁)。

以上にみたように、 リーマンショックによってレポ市場は混乱を極め、市場機能は著しく低下したのである。

(2)なぜレポ市場の機能が低下したのか

こうした問題意識が市場横断的に共有されているからであった。 になった。二〇〇九年五月、「債券のフェイル慣行の見直しに関するワーキング・グループ」が設置されたのは、 割について理解を求める必要がある。 意識が一段と高まった(参考文献② 二五、二七頁)。フェイルを容認しない先には、フェイル慣行の意義と役 タイムスケジュールの見直しなど、フェイル慣行の改善が必要である。こうした問題意識が強く共有されること ためレポ市場における取引の効率性や市場流動性を歪める局面があると指摘されてい った。その結果、 フェイルが多発した状況においてもフェイルを容認しない先、 最大の要因は、フェイル慣行が定着していないからである。日本では従来からフェイル慣行が定着していない レポ市場が更に混乱したのであった。このため、市場関係者の間でフェイル慣行に関する問題 また、フェイルに対応できない先には、 また、実務上、 フェイルに対応できない先が多か フェイル たが、リーマンショックで ・ コ ストの見直しや日中

決済残高を縮小し、 から、二〇〇九年九月、「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」が証券決済制度改革推 また、 レポ 市場の混乱は未決済残高の積み上がりによるデフォルトやフェイル増加が一つの原因であった。 フェイル解消の迅速化を図るには、国債決済期日を短縮する必要がある。こうした問題意識 未

3 レポ取引とフェイル慣行

(1)フェイル慣行の意義と役割

参考文献に依拠しながらみておきたい。

の中間報告を検討する前に、 フェイル慣行の意義と役割、 日米のフェイル慣行の現状と問題点について、

対し決済日に債券の受け渡しが未了であっても債務不履行(デフォルト)とはしないことである。 は、フェイル発生時の当事者間における一般的な事務処理方法を定めたもので、債券の渡し方が債券の受け方に 定されていた決済日が経過したにもかかわらず、対象債券を受け渡しされていないことをいう。フェイル慣行と 債券のフェイルとフェイル慣行とは異なる意味合いをもつ。フェイルとは債券の受け方が、その渡し方から予

れた決済日から実際に債券を受領するまでの経過利子を受取れるとともに、 券保有のための資金調達コストを負担したり、受取るべき資金運用益を放棄することとなるほか、経過利子につ 運用できる。③したがって、フェイルについては特別の罰則を設けず、遅延損害金等の授受はおこなわれないこ れている。①フェイルした渡し方は、本来支払いを受けるべき資金を受け方から受取ることができないため、債 いては予定されていた決済日までの経過利子しか受取ることができない。②一方、フェイルの受け方は、予定さ フェイル・コストについては、日本証券業協会のフェイルに関するガイドラインによって、次のように定めら 決済未了により滞留する手元資金を

フェイルはリーマンショックのような緊急時に多発するが、平時においてもフェイルは発生する点に留意する

七頁)。

発生である。 図の修正が間に合わないケースもあって、フェイルとなってしまうことがある。加えて、フェイル 理せざるをえない。 れ、 れる前に、当該債券を他の取引参加者に売却する取引を頻繁におこなっている。こうした取引が広範におこなわ 必要がある。 る取引にフェイルが発生すると、 (ループ) 調達が困難となってフェ かつ受け渡しが同一日である場合、 のように連鎖し、決済が滞ってしまう状態のことである。ディーラーは買い入れた債券を受け渡しさ 。まず、 レポ取引は広範な参加者間で取引され、ある取引を前提にその後の取引をおこなうことが多 さらに、 需給が逼迫した場合である。 イルが発生する。 決済指図に誤りがあった場合である。 後続の取引もフェイルとなり、 各取引の当事者が予期しないところで取引が連鎖し、 また、 ル レポ取引は銘柄による個別性があるため、時として特定銘柄の ープの発生によっても生じる。 フェイル 非居住者との取引では、 の連鎖が発生するのである ループとは、 時差の フェイルとして処 市場で取引が輪 の連鎖による 問題で決済指 あ

国では フェイル慣行とは、 「多発は避けるべきであるが、 市場流動性の確保や決済の円滑化のためフェイルを認める、というものである。 発生自体は忌避するべきではない」という認識が定着している (参考文献 欧米主要

② 二六頁)。

(6)

五~九頁。参考文献®

二~三頁)。

柄について投資家への売呼値の提示を控えるといった対応が必要となる。こうした環境下では、 ョンの造成に支障が生じるなどマーケットメイク能力が制約され、 は 仮に、フェイル慣行が認められず、約定した全ての取引について確実な受け渡しが認められる場合、ディーラ った影響を及ぼす可能性がある。また、ディーラーがフェイルの回避を余儀なくされた結果、 「フェイルするリスクを回避するため、受渡予定の銘柄を予め在庫として確保したり、受け渡しの不確 取引の円滑化を妨げたり、 価格形成を歪める ショ 需給が逼迫し ポジシ 実な銘

段とタイト化させ更なるフェイルを誘発する原因ともなり得る。 た銘柄を著しく高コストでカバーすることは、レポや債券市場の価格形成に影響を及ぼすだけでなく、 フェイル慣行の定着には、このような影響を抑

制し、市場流動性を維持・向上に資する効用がある(参考文献® 三頁)。

市場流動性の低下に繋がる。このため、一定の慣行の下でフェイルを認めるとしても、その多発は避けねばなら 他方で、フェイルが多発すると、未決済残高の増加から決済リスクを増大させるほか、 取引縮小を招きやすく、

ない

(参考文献6

二〇頁)。

ずフェイルとなった場合には、取引当事者間で誠実に対応し、フェイルの早期解消に努めなければならないもの 決して推奨すべき状態ではなく、また、フェイルの多発は取引の円滑化、 反することになり兼ねないことから、市場参加者はフェイルを可能な限り回避することが求められる。 ス決済に関するガイドライン」で「フェイル解消の誠実努力義務」として次のように定めている。「フェイルは、 フェイル慣行は、こうしたプラスとマイナスの側面をもっているので、日本証券業協会では「国債の即 市場流動性の確保という本来の目的に やむを得 時グロ

(2) 日本の現状と課題

とする」(参考文献①

七頁)。

解が社内で浸透し、役員レベルで認識している場合、フェイルを容認する市場参加者が多い。また、定着につい 月に発表した調査結果によると、レポ取引においてフェイルを容認する市場参加者は、 日本では国債決済のRTGS化が図られた二〇〇一年一月にフェイル慣行が導入された。 図表4はフェイルの容認状況とフェイル慣行定着へのスタンスをみたものだが、 全体の半分に満たない状 日銀 フェイルに対する理 が二〇〇九年

頁。 ても を容認す 望まし Н 銀 る市 のサ ľź 場 と考える割合が高まる関係 1 参加者 イ 結果をみると、 は 都 銀 P 証 券 が中 全体として、 いがみら 心 こである ń る。 日本ではフ (参考文献 なお、 エ (2)フ エ イ ル イ 慣 八 ル

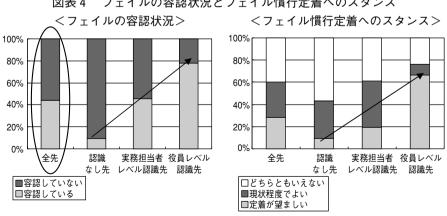
では、 な V 理 なぜ、 由 は フ エ 0 は イ 実務上全く対応できな ル 慣 行が定着して (V な (V 0) だろうか。 もう つはフ 定着 エ イ ル

行は定着していない、

ということになる。

査し は 要性を認識 計 慣行の必要性を認識 処 フ 理 た エ 法が b イ 0 ル 確立して で を Ĺ あ な 如何なる る (V 投資家の r V L 番多 理由 ない な r V لح 理 で容認してい 61 曲 理 という二つの理由 r V は う実務上 由 様 は ふ々で、 自 0) 社 な SC取引で別途調 理 シ ζ, 亩 ス か テ に区分できる。 によるも Δ そ 上 Ò 理 0 Ō 取 亩 である。 を n 達 扱 Н が 図 銀 13 困 Þ が 表 会 5 難

図表 4 フェイルの容認状況とフェイル慣行定着へのスタンス



(出所)後掲参考文献② 28頁

図

ル

慣行の定着のポイントとして考えている調査結果と符合してい

「表6をみると、

広範な市場参加者によるフェ

1

ル

ル

1

ル

0

理

5解を深

. る。

とである。 事務体制

の点につい

ては、

フ ル

エ

イ

ル

を容認する市

場

参加

着が

認されていない

等が

あげられてい

それでは、

エ

1

j

慣行を定着させるためにはどうすれ

がばよ

V

か

0

整

備 フ

で

あ

ŋ

フ

エ

イ

慣行に対する更なる理

一解を深め

るこ フ

であること、

余剰資·

金

0

渾

用

先

が

な

W

フ

エ

イ

ル

が

他

0

取

引先

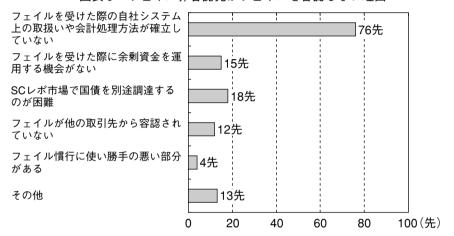
か

B

容

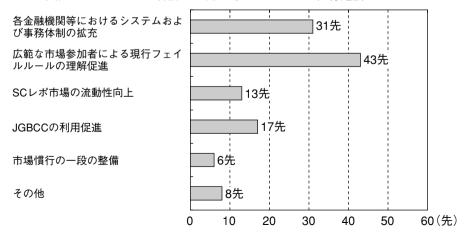
着 たレ では げ 次 銀 構 向 る。 13 めることがトップ 果を踏まえて、 拡充がつづい および事 6 上 課題とし 0 こうした調 0 ポ 上 イ ポ 調 ń 利 そして、 が ゃ 市 ル 混乱を ってい 市場で 査研 崩 場 国 ってい 慣 システ 務体 促 債 Ő 行 究報告 流 進 清 る 査結 S C 0 は 極 が 算機 動性 7 制 る。 定 フ 検 8 H あ 0

図表 5 フェイル非容認先がフェイルを容認しない理由



(出所) 後掲参考文献② 29頁

図表6 フェイルを容認する先が考えるフェイル慣行定着のポイント



(出所)後掲参考文献② 29頁

ようになった、 清算機関の機能改善と利用促進、さらに国債決済期間の短縮等によるリスク管理の強化が強く意識される と述べている(参考文献② 三四頁)。

(3) アメリカにおけるフェイル慣行の見直し

体でフェイル慣行が定着しているのである (参考文献®) 透していることや、フェイルを受けた場合に滞留する手元資金の運用を収益機会と捉える見方もあって、 アメリカではフェイル慣行が定着している。フェイルの容認が市場流動性の維持・向上に資するとの理 五頁)。 市場全 |解が浸

多発によって市場流動性が大きく低下した。NY連銀が事務局機能を担うTMPG(Treasury Market Practices Group)は次のように述べている(以下は何れも参考文献⑥からの引用)。 ところが、リーマン・ブラザーズの破綻直後から前例のない規模のフェイルが多発した。そして、フェイルの

させる。これは、 (2009/3/31 "U.S.Treasury Securities Fails Charge Trading Securities") 「フェイルの多発は効率的な決済を阻害するほか、 現物市場のヘッジ機能、マーケットメイク機能を低下させ、 市場参加者の取引縮小を招き、 国債市場の機能低下に繋がる」 国債市場の流動性を低下

いる投資家の利益を損なうほか、流動性が高い分だけ発行コストを低く抑えられるといった納税者の利益も損 昇し、国債の流通市場の流動性に悪影響を与えた。こうした状況は、流動性が高いことから米国債を購入して 「過去数ヶ月間、 米国債市場ではフェイルが多発した。フェイル発生額は過去に前例をみない水準にまで上

をたどったものである(以下の論点整理は、参考文献® Markets)が中心的役割を担っている。図表7は、リーマンブラザーズ破綻以降のフェイル慣行の見直しの動き フェイル慣行の見直しは、前述のTMPGと業界団体であるSIFMA(Securities Industry Financial 五頁以下)。

避・早期解消に向け、 避・解消する経済的インセンティブが低下するという問題を改善するため、低金利環境下ではフェイルした先が している。 定の課金 まず、国債の渡し方を規律する仕組みの導入である。低金利政策が続くと国債の渡し方にとってフェイル (三%―FFレートの誘導目標)を支払うフェイルチャージ慣行の導入である。 国債の渡し方が採るべき行動をベストプラクティスとして取り纏め、 改めてその遵守を促 同時に、フェイル回 を回

る。 図るものである。後者のバイ・イン期間の短縮は、フェイルが長期化するリスクを削減しようとするものであ ジンコールを実施し、デフォルトを蒙った取引相手がポジションを再構築する際に蒙る価格変動リスクの イ・イン期間の大幅短縮である。 第二に、フェイルとなった取引のリスク管理の強化である。 前者はこれまでマージンコールの対象ではなかったフェイル取引につい フェイル取引におけるマーンコールの導入やバ 削減を てマー

第三は、 フェイル取引に関する透明性の向上である。TMPGでは、 特定銘柄のフェイルデータの公表可能性

加えて、国債引渡時限の見直しがおこなわれた。これまでディーラーは顧客に一五時一五分まで国債を引き渡

図表7 リーマン・ブラザーズ破綻後のフェイル慣行見直しの動き

08/9/15日	●リーマン・ブラザーズ・ホールディングス・インクが連邦倒産法第11章の適用を 申請。
9 /23 FI	甲詞。 ■SIFMAは、経営陣等によるフェイル抑制への関与を始めとするフェイル抑制策
9/23日	▼SITMAは、柱宮障寺によるフェイル抑制への関子を始めてするフェイル抑制束 を推奨。
10/3 H	● SIFMAは、低金利環境でのフェイルに対処するためのベストプラクティスを公
10/3 🗆	▼SIFMAは、低並利環境でのフェイルに対処するためのベストプラクティスを公 表。
	・フェイルが急増・長期化した場合などにおける内部管理体制の強化 ・ショートポジションのカバーに関するTMPGのベストプラクティス(多額のシ
	ョートポジションを保有する先は、適時に受渡が行えるよう、対象債券の借
	入を誠実に実施すべき。意図的なフェイルは起こすべきでない)に留意
	・フェイル取引のマージンコールやマイナス金利でのレポ取引への対応促進
10/0 日	・バイ・イン手続きへの理解促進
10/8日	●財務省は、四半期定例入札に関する声明などで民間にフェイル対策を講じるよう ■ まま
11/5日	画語 安明。 コーノルダヴォドレートフェル 土田 かわせだっ ノル知識のノントンニュザ
	・フェイル多発を防止するため、市場参加者がフェイル解消のインセンティブ
	を備えた取引慣行策定に引続き努力するよう強く推奨。市場参加者が主体的
11/10日	に対応策を導入しない場合、規制導入を検討する可能性を示唆。
11/12日	● TMPGは、低金利環境でのフェイル抑制策(フェイルチャージ慣行等)を公表 ⁽ⁱⁱ⁾ 。
	(注)その後、NY連銀、財務省が支持を表明。
	・フェイルした国債の渡し方がフェイルされた国債の受け方にチャージを支払
	う慣行の導入
	・フェイル取引のマージンコールに関する慣行の導入
	・フェイルが5営業日超継続した場合の現金決済慣行の導入
	・特定銘柄のフェイルデータの公表可能性の検討
	・ループによるフェイルを効率的に解消するマルチラテラル・ネッテイングの
	検討
00/1/5 []	・安全弁としての財務省の国債一時供給制度に関する議論の支援 TMPGは、フェイルチャージ慣行の開始日を 5 / 1 日とすること等を公表。
09/1/5日 1/15日	● SIFMAとTMPGは、「フェイルチャージ側刊の開始日を 5 / 1 日 と 9 ること等を公表。 ● SIFMAとTMPGは、「フェイルチャージの取引慣行」を公表 (注)。
1/15日	
4 /28日	(注) 3/31日に最低請求金額を設定すること等を公表。 ◆SIFMAとTMPGは、国債の引渡時限に関する慣行を見直し、6/1日より実施す
4 / 28 🗆	
	る旨を公表 (準)。 (計) 5 / 20 円に 字接口 た 7 日に 延期 ナス 与 た 小主
5/1日	(注) 5/28日に実施日を7月に延期する旨を公表。 ●フェイルチャージ慣行の開始。
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
7/1日	●国債の引渡期限に関する慣行の見直しを実施。 ●TMPGは、フェイル取引へのマージンコールに関する慣行について、フェイルチ
7 /15日	
	ャージ慣行等の効果の見極めが終わるまで同慣行の検討を延期する旨を公表。

(出所)後掲参考文献® 9頁

引渡しができない。更にフェイルチャージ慣行が導入された場合、これに伴うコストも追加的に負担する惧れが すことが出来たのに対し、顧客はディーラーに一五時までにしか引き渡すことができなかった。こうした扱いの あったため、今般の見直しがおこなわれることになった。 一五時から一五時一五分の間に顧客がディーラーから国債の引渡しを受けると、 他のディーラーへの

次号で検討する日本のワーキング・グループの検討においても生かされることになった。 その他の見直しは検討中とされている カでのフェ フェイルの発生は抑制され、従来には無かったマイナス金利による国債調達もおこなわれるようになり、アメリ こうした見直しは、 イル慣行の見直しは一先ず成功した評価とされている (参考文献® 八頁)。アメリカでの成功は、 フェイルチャージ慣行の導入が本年五月、 (詳細な動きについては図表7を参照)。フェイル慣行の見直しによって 国債の引渡し期限見直しが七月に実施された。

(謝辞 してお礼を申し上げる。ありうる文中の誤りは筆者の責任であることは言うまでもない。 本稿を作成するに際しては、日本証券業協会自主規制本部自主規制二部長の松永秀昭氏から、多くのご教示をえた。記

参考文献

- ①「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」日本証券業協会 二〇〇四年
- ②「わが国短期金融市場の動向と課題―東京短期金融市場サーベイ(〇八/八月)の結果とリーマン・ブラザーズ証券破綻の

③「リーマン・ブラザーズ証券の破綻がわが国決済システムにもたらした教訓」日本銀行決済機構局 二〇〇九年三月 日本銀行金融市場局 二〇〇九年一月

- ④「T+〇レポ、及びフェイルの際の業務フローについて」債券現先等研究会 二〇〇九年三月
- (5) 「債券のフェイルの際における経理処理参考事例について」債券現先等研究会 二〇〇九年三月

⑥「フェイル慣行の意義と役割」(債券のフェイル慣行の見直しに関するワーキング・グループの中間報告書

別添資料)

日本

銀行金融市場局 二〇〇九年六月

⑦「リーマン・ブラザーズ証券の破綻が国債市場 ―決済システムにもたらした教訓」(国債の決済期間の短縮化に関する検討W

G 資料三)日本銀行決済機構局 二〇〇九年一〇月

9 8 心に―」日本銀行金融市場局 「債券のフェイル慣行の見直しに関するワーキング・グループ『中間報告書』」日本証券業協会 日銀レビュー「わが国におけるフェイル慣行の一層の定着に向けて―フェイル慣行の意義・役割と米国の取組み事例を中 二〇〇九年一〇月 二〇〇九年一一月

なかじま まさたか・特別嘱託研究員)